

河津利恵子 委員長

以上で杉並自民議員倶楽部の質疑は終了いたしました。

続いて民主党杉並区議団の質疑に入ります。

それでは、増田裕一委員、質問項目をおっしゃってください。

増田裕一 委員

まず広告事業について、それと納付センターについて少々、時間があれば、ふるさと納税についても若干触れさせていただきたいと思います。

では、民主党杉並区議団のトップバッターといたしまして質問させていただきたいと思います。

まず最初に、広告事業につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど来他の委員からの質疑でも明らかなおきまり、杉並区の財政状況は、山田区政9年間で大きく改善をされてまいりました。しかしながら、限られた財源で最大限の行政サービスというものを提供するためには、あらゆる行政分野におきまして、たゆまぬ改善、改革を断行する姿勢を失ってはならない、そのように思います。

そこで、行財政改革の視点に絡めまして、広告事業につきまして、以下何点かお尋ねいたしたいと思います。

近年、自治体の財源確保の一環といたしまして、封筒広告を活用する自治体が増えてまいりました。杉並区と人事交流のある横浜市におきまして、平成17年より、納税通知書を送付する際の封筒に広告を掲載し、収入を得ております。また、同年から、広告を掲載した窓口用の封筒を寄附していただくという形で経費節減に取り組んでおります。こうした取り組みは、以前にも増して全国各地に広がっておりという状況でございます。

まずお尋ねいたしますが、これら横浜市の一連の取り組みに関しましては把握されておりますでしょうか。

企画課長

今委員のおっしゃったように、職員がおりますので、その職員を通じて、情報については収集しているところでございます。

増田裕一 委員

封筒広告につきましては、他自治体の事例なども、私なりに調査させていただきました。封筒の半分くらいの面積の広告で、最低でも1通当たり1円ほどの広告料を見積もっているというところが相場かなと思います。

それで、試しに杉並区で使用されております納税通知書の送付用の封筒を入手したんですけれども、こちらが当初からの発送用ということで、これの半分ぐらいを使うというイメージなんでしょうか。今、裏面は注意事項が記載をされております。

では、お尋ねいたしたいと思いますが、平成19年度におきまして、納税通知書は何通郵送したのでしょうか。また、その内訳の区分はいかがなっておりますでしょうか。

課税課長

軽自動車税納税通知書が約4万通、住民税納税通知書が約16万通で、合わせて約20万通を送付しております。

増田裕一 委員

となりますと、仮に1通当たり1円ほどの料金で封筒広告を実施した場合、大体20万円くらいの収入と申しましょうか、経費節減につながるのではないかなという感じですね。

では、視点を変えまして、先ほど、横浜市では広告を掲載した窓口用の封筒を寄附してもらおう方式で経費節減を実施しているというふうに述べましたけれども、かつて杉並区でも、民間団体から窓口用封筒の寄附を受けたことがあると伺っております。当時の大まかな経緯をお尋ねいたします。

区民課長

区民課では住民票などの証明書を発行しておりますが、それをお持ち帰りになるための封筒をカウンターに置いております。平成14年、15年、16年度の3カ年度で、杉並青色申告会から合計48万枚、そうした封筒を寄附していただいております。これは平成14年が区制施行70周年に当たるということから、公益活動をなさっている青色申告会さんから、区民の方にご利用をということでご寄附いただいたものでございます。

増田裕一 委員

では、平成19年度におきまして、区民課で窓口用の封筒は何通使用されて、どの程度の経費がかかりましたでしょうか。

区民課長

平成19年度で32万枚、経費として約60万円でございます。

増田裕一 委員

となりますと、かつてのケースだと、1年間22万枚寄附をいただいて、当時の計算からすると、大体その3分の2くらいですので、40万円ぐらい経費が浮いたというような計算になるのでしょうかね。わかりました。

るお尋ねいたしてまいりましたが、今後、杉並区におきまして、こういった封筒類に広告料を課したり、また、広告を掲載したものを寄附していただくという方式などで収入や経費節減を図るお考えはあるのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

企画課長

基本的には、収入確保、経費節減、これについてはできる限りやっていかなければならないという責任感を持っております。

ただ、そのことによりまして、例えば納税通知書がダイレクトメールか何かと間違えられたり、そういう部分、それから広告の内容によって納税意欲を下げられる、そんなような内容であってはいけないかと。本来の目的が達成されることをまず第一に考えて、その上でできることはやれるだけやっていく、これが基本的な考え方というふうに考えております。

増田裕一 委員

先ほど申し上げました横浜市なんかは、当初、納税通知書に関しましては、神奈川県共済組合か何かの広告を掲載したというふうに伺っておりますので、これは一例でございますが、たゆまぬ改善、改革を断行する姿勢を失わずに行政運営に当たっていただきたいと思っております。

引き続きまして、ホームページとパナー広告につきまして、若干触れさせていただきたいと思っております。

本年7月、杉並区公式ホームページがリニューアルされました。シンプルでかつ好印象をいただけるものになったのではないかと思いますけれども、ホームページのリニューアルに当たりまして、どのような点に留意をされ、そして改善されたのか、お尋ねいたします。

広報課長

ホームページにつきましては、この間、トップページのほうがかなり情報過多になって、わかりにくい、整理されてないというお声を数多くいただいておりますので、シンプルでわかりやすいということを基調にした改善を図ったところでございます。

増田裕一 委員

大変ささいなことなんですけれども、トップページの幅がちょっと広目につくられてまして、ユーザーさんによっては、左右に画面をスクロールしないと見れないような状況もあるということもありますので、それぞれの利用環境を考慮したホームページの作り込みをお願いしたいと思います。

それと、トップページはリニューアルされたんですけれども、画面をクリックして展開していきますと、以前と変わらないようなページもあるんですが、今後、ホームページについてはどのような見直しを行っていく予定でしょうか。

広報課長

現在のホームページ、できてからはや10年がたとうとしております。情報通信技術はかなり進歩してしまっていて、この間、アクセシビリティの問題だとか、検索機能の強化だとかRSSだとか新しい機能の付加だとか、そうした課題も生じております。そうしたことで、根本的にホームページの再構築をして、それを俎上にのせて抜本的に見直していきたいというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

では、その抜本的な見直しの一環なのかもしれないんですけれども、バナー広告についても検討していると伺っておりますが、まず、ホームページのトップページの1日当たりのアクセス数は平均してどの程度でしょうか。

広報課長

月に直すと30万から40万件でございますので、1日に換算すると1万件から1万3,000件程度というのが、訪問者数のベースでございますが、そうした数字でございます。

増田裕一 委員

バナー広告の大体の相場なんですけれども、1画面、プレビューというんですが、1円から5円ぐらいなんだそうですね。先ほどのご答弁から計算しますと、最高見積もっても6万円ぐらいではないかということなんです。広告料というのは、先ほど来、封筒広告にしても大変実入り自体は少ないんですけれども、ほかの自治体なんかでは、こういったバナー広告をたくさん画面上に張りつけたりして、余り見ばえもよくないですし、自治体としての品格と申しましょうか、そういったものが見受けられるのかなというふうにも思います。

杉並区で、そういった側面も考慮しながら提案をさせていただきたいんですけれども、こういった広告も地域参加、また地域産業振興の一環としてとらえて、商店街や地域イベントのバナー広告、後援がつくイベントに関しましてはホームページに載っているんですが、すぐ消えたりもしています。なので、こういったものを廉価で募集してはいかがかと思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

広報課長

ホームページにつきましては、先ほど申し上げましたようにシンプルでわかりやすいということが、この間の調査、リサーチからもそうしたことがかなりわかってきました。

広告については、バナー広告をトップページに乱立させていくということは芳しくないなというふうに考えてございます。

そうした観点から、公益性、共益性、それから地域振興というご指摘の観点から絞り込んでいくということも1つの案かなというふうに考えてございます。ご指摘の点も踏まえて、また近々、俎上にのせる再構築の中で考えていきたいというふうに思っております。

増田裕一 委員

では、最後に1点だけ、納付センターについて質問させていただきたいと思うんですけれども、本日から開設されるということで、その役割に期待するところは大変大きいんですけ

れども、今回のセンター開設に当たりまして、今後、担当課の職員とそしてまたセンターとはどのような形で連携をとって行くのかということを確認して、質疑を終了させていただきたいと思います。

納税課長

今回の契約は委託契約ですので、基本的に民間事業者のほうで完結していただくということになりますが、一部分割の受け付けなどについては、その内容を職員が引き継いで対応する。また、個別の課税に対する相談や国民健康保険の資格や賦課金額の相談等については、区職員へ引き継いでいくということになります。